

都道府県: 政令指定都市名	04 宮城県
------------------	--------

時点:平成31年4月1日(特に記述のある場合を除く)

## 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	環境生活部共同参画社会推進課		
担 当 職 員 数	8	人	(専任 3 人、兼任 5 人)

## 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	宮城県男女共同参画施策推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成11年7月1日 根拠: 男女共同参画施策推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

## 問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	宮城県男女共同参画審議会		
設 置 年 月 日	平成13年8月1日		
構 成 員	12 人 (女性 6 人、男性 6 人)		

## 問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	宮城県男女共同参画基本計画(第3次)		
改定・見直しの予定期	令和3年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である			
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			
1			

## 問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	宮城県男女共同参画推進条例	
	公 布 日	平成13年7月5日	
	施 行 日	平成13年8月1日	
	最 終 改 正 日	平成15年4月1日	
	改 正 内 容	基本計画を策定及び変更、廃止するにあたり、「議会の議決を経なければならない」と改めた。	
	改正が予定されている場合、改正予定期:	令和 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

## 問6 審議会等委員への女性の登用

	調査時点コード	1:平成31年4月1日	2:令和元年5月1日	3:その他:
目 標 値	令和 2 年度まで 45 %			
根 拠	「宮城県男女共同参画基本計画(第3次)」(平成29年3月策定)			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、条例及び要綱等に基づき設置される審議会等(開催が不定期・臨時的なもの等を除く。県職員(あて職)は算定基礎から除く。)			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 112 )うち女性委員を含む審議会等数( 107 )		
	延総委員等数( 1,331 )延女性委員等数( 521 )	女性比率( 39.1 )		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 145 )うち女性委員を含む審議会等数( 115 )		
	延総委員等数( 1,734 )延女性委員等数( 579 )	女性比率( 33.4 )		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 39 )うち女性委員を含む審議会等数( 39 )		
	延総委員等数( 849 )延女性委員等数( 259 )	女性比率( 30.5 )		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 7 )		
	延総委員等数( 68 )延女性委員等数( 12 )	女性比率( 17.6 )		
目標値以外の目標設定				
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表	1 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数 153 人 (平成 30 年 6 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 そ の 他 [ ]		

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

## 問7-1 管理職の在職状況

	管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳					
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職(人)	うち女性数(D)	女性比率(E)	課長相当職(人)
	(A)=(C+E+Q) (B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(F)	(G)	(H)
本庁	計	439	33	7.5	25	0	0.0
	うち一般行政職	362	29	8.0	23	0	0.0
支庁・地方事務所等	計	450	39	8.7	12	0	0.0
	うち一般行政職	330	23	7.0	11	0	0.0
全体	計	889	72	8.1	37	0	0.0
	うち一般行政職	692	52	7.5	34	0	0.0
再掲	警察 関 係	113	1	0.9	2	0	0.0
	教育委員会	102	16	15.7	1	0	0.0

### 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:平成31年4月1日			3:その他:		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	922	185	20.1	1,069	253	23.7
	うち一般行政職	781	181	23.2	721	233	32.3
支庁・地方事務所等	計	1,497	328	21.9	1,495	497	33.2
	うち一般行政職	1,101	238	21.6	738	351	47.6
全体	計	2,419	513	21.2	2,564	750	29.3
	うち一般行政職	1,882	419	22.3	1,459	584	40.0
再掲	警察関係	407	33	8.1	1,029	105	10.2
	教育委員会	476	144	30.3	391	226	57.8

### 問7-3 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	44	4	9.1	77	20	26.0	92	33	35.9
	うち一般行政職	42	4	9.5	66	20	30.3	76	28	36.8
支庁・地方事務所等	計	52	7	13.5	143	35	24.5	138	29	21.0
	うち一般行政職	39	5	12.8	86	24	27.9	42	14	33.3
全体	計	96	11	11.5	220	55	25.0	230	62	27.0
	うち一般行政職	81	9	11.1	152	44	28.9	118	42	35.6
再掲	警察関係	5	0	0.0	62	2	3.2	198	25	12.6
	教育委員会	7	3	42.9	34	15	44.1	18	9	50.0

#### 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○		○		○	◎	○		○	
補佐級	○		○		○	◎	○		○	
係長級	○		○		○	◎	○		○	

### 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

		全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	2,404
昇	格	試	験	270

#### 問7-6 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	343	119	34.7
うち 上級	188	57	30.3
うち一般行政職	180	81	45.0
うち 上級	87	28	32.2
うち警察関係	125	16	12.8
うち 上級	65	7	10.8

### 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置		愛称・通称		
名 称				
設置年月日		施設形態		1. 単独施設 2. 混合施設
所在地等	郵便番号 : 電話番号 : ホームページ:	住 所 : FAX番号 :		
管理・運営主体	1. 施設管理	直営(担当部局名: 指定管理者(名称: その他(	)	
	2. 事業運営	直営(担当部局名: 指定管理者(名称: その他(	)	
			)	
職 員 数	常勤 人、 非常勤 人	予算額	令和元年度	千円
男女共同参画・女性に関するもの	1. 広報啓発(主な事項	)		
	2. 講座(主な事項:	)		
	3. 相談事業(主な事項	)		
	4. 情報収集・提供(主な事項:	)		
	5. 苦情処理(主な事項	)		
	6. 交流促進(主な事項	)		
	7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:	)		
	8. 國際交流・海外派遣事業(主な事項:	)		
	9. 調査研究(主な事項	)		
	10. その他(主な事項:	)		

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会の有無	1. 有 2. 無	問10-2 宮城県各種女性団体連絡協議会 名称等: 宮城県各種女性団体連絡協議会	加盟団体数	6	
			会員数	9767	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [ 内容: 女性大会(大会決議・表彰・講演) ]			

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催
○ 2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 [ 名称 : 概要 : ]
7. その他 [ 内容 : ]

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 [ 内容: ・出産、育児等に係る休業制度等をわかりやすい資料にし、電子掲示板上で職員がいつでも学べるようにしている。 ・女性職員のためのキャリア支援セミナーを開催している。 ]

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	平成30年度予算 (千円)	令和元年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	41,353	21,691	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.00369 %	0.00195 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		○
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容: )		

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的な項目	問14-1 1. 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2. 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3. 総合評価落札方式による一般競争入札を実施する場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4. その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定									
	①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	⑤役員に占める女性割合に関する項目	⑥管理職に占める女性割合に関する項目	⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)	⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	⑨ノーカンクスの設定など労働時間縮減に向けた取組	⑩短時間正社員制度の導入	⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	⑬その他
①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得													
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)													
③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)													
④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○			○									
⑤役員に占める女性割合に関する項目													
⑥管理職に占める女性割合に関する項目													
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)													
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)													
⑨ノーカンクスの設定など労働時間縮減に向けた取組													
⑩短時間正社員制度の導入													
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組													
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)													
⑬その他													

#### 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

選定等の基準	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	
		1	1
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3	役員に占める女性割合に関する項目		
4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
6	その他「登用促進等」に関する項目	○	○
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8	ノーカンクスの設定など労働時間縮減に向けた取組		
9	短時間正社員制度の導入		
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12	その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	女性のチカラを活かす企業認証制度(4, 6, 7, 10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	いきいき男女・にこにこ子育て応援企業表彰(4, 6, 7, 8, 10)

#### 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	みやぎの女性活躍促進連携会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称

#### 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告
問17-1 公表周期	1.	定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )	( )

## 問18-1 令和元度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・県広報誌及びパンフレット等による広報啓発	みやぎの男女共同参画情報誌「とらい・あんぐるニュース」(毎月発行), 県広報誌「みやぎ県政だより」(隔月発行)にて、広く県民への周知を図る。		通年
2. 表彰 ・「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」宮城県知事表彰	女性の活躍推進や子育て等との両立支援に積極的な取組を行っている企業を表彰するもの。(これらの企業の取組を広く紹介するとともに、職場における女性の積極的活用(ポジティブ・アクション)やワーク・ライフ・バランスについて企業関係者や県民と一緒に考えるために開催するシンポジウム内で表彰を行う)	シンポジウム参加者:約250名	令和2年1月頃
3. 講座 ・男女共同参画・多様な視点からの防災対策実践講座	東日本大震災の教訓を活かし、男女共同参画の視点での避難所運営や防災対策等についての講座を開催し、平常時からの地域防災力の向上を目的に避難所運営を含めた防災・減災対策について共通理解を図る。(7回開催予定)		4月～11月
4. 相談事業 ・みやぎ男女共同参画相談室	男女共同参画に関する苦情、各種相談に男女共同参画相談員が電話または面接(予約)で応じる。		通年
5. 情報収集・提供 ・インターネットによる情報提供	男女共同参画に関する国や関係機関等の情報を収集し、県のホームページに掲載。		通年
6. 苦情処理 ・みやぎ男女共同参画相談室(再掲)	男女共同参画に関する苦情、各種相談に男女共同参画相談員が電話または面接(予約)で応じる。		通年
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・女性のチカラを活かす企業認証制度	女性の登用等、一定基準を満たす企業を認証する。		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・みやぎの女性活躍促進連携会議	女性の活躍による地域経済の活性化等のため、県内の経済団体、関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって女性の活躍しやすい環境の整備を推進するための普及啓発事業(女性の活躍促進に向けた取組宣言・各種イベント開催等)を実施する。		通年

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

		調査時点コード	2.令和元年5月1日	3:その他
議会名	宮城県議会			
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3.その他(欠席の例がない、不明等)			
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2.使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3.期間の定めはない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1.あり 2.なし 3.その他			
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無				
	1.明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2.明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。			
配偶者の出産	2			
育児	2			
家族の看護	2			
家族の介護	2			
疾病	1			
その他	1 公務、その他			
明記した規定(規則、条例等)の内容				
規則名	宮城県議会会議規則			
条文本文				
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1.男女共同参画に関する研修を行っている。 2.セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3.男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4.行っていない。			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1.人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2.保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3.設置または提供する予定である。 4.なし			
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1.専用の場所が設置されている。(常設) 2.授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3.設置または提供する予定である。 4.なし			
政治分野の男女共同参画のために実施していること				

調査時点コード: 

1. 平成31年4月1日 2. 令和元年5月1日 3. その他 ( )

## 1. 都道府県における首長等の状況

知 事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成17年11月21日 ~ 令和3年11月20日
副 知 事		2 人 (女性 0 人、男性 2 人)	

## 2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	58	9	15.5	
	都道府県防災会議(委員のみ)	57	9	15.8	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	15	2	13.3	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	5	83.3	
2	国土利用計画地方審議会	13	7	53.8	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	22	4	18.2	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会)	30	10	33.3	
	※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	37	12	32.4	
7	精神医療審査会	19	4	21.1	
8	都道府県生活衛生適正化審議会				
9	都道府県医療審議会	19	5	26.3	
10	准看護師試験委員会	9	5	55.6	
11	麻薬中毒審査会				
12	地方社会福祉審議会	44	11	25.0	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	9	47.4	宮城県障害者施策推進協議会
14	国民健康保険審査会	9	5	55.6	
15	都道府県農業共済保険審査会				
16	都道府県森林審議会	11	5	45.5	
17	都道府県建設工事紛争審査会	15	2	13.3	
18	建築審査会	7	2	28.6	
19	都道府県建築士審査会	6	2	33.3	
20	都道府県都市計画審議会	20	5	25.0	
21	開発審査会	7	3	42.9	
22	私立学校審議会	13	5	38.5	
23	石油コンビナート等防災本部	32	1	3.1	
24	公害健康被害認定審査会				
25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
26	都道府県児童福祉審議会				
27	地方港湾審議会	23	3	13.0	
28	土地区画整理審議会				
29	教科用図書選定審議会	16	8	50.0	
30	介護保険審査会	18	9	50.0	
31	都道府県固定資産評価審議会	12	3	25.0	
32	感染症の診査に関する協議会	18	4	22.2	宮城県感染症審査協議会
33	警察署協議会	204	89	43.6	
34	土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	宮城県事業認定審議会
35	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	宮城県個人情報保護審査会 (条例設置機関として設置)
36	国民保護協議会	63	4	6.3	
37	地方独立行政法人評価委員会	7	4	57.1	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会
38	市街地再開発審査会				
39	都道府県職員委員会				
40	自然再生協議会				
41	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	1	20.0	宮城県公益認定等委員会
42	後期高齢者医療審査会	8	4	50.0	
43	留置施設視察委員会	5	2	40.0	
44	傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
45	指定難病審査会	24	2	8.3	宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会(条例設置機関として設置)
46	小児慢性特定疾病審査会				
47	行政不服審査会	6	1	16.7	
48	国民健康保険運営協議会	11	2	18.2	
49	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会	8	2	25.0	項目37の審議会
50	公立大学法人宮城大学評価委員会	6	3	50.0	項目37の審議会
51	宮城県幼保連携型認定こども園審議会	6	3	50.0	項目41の審議会
合 计		849	259	30.5	
女性委員の審議会数		0			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
合 計		68	12	17.6	
女性委員0の委員会数		2			